

BPA 指導施設・指導医・実施施設・実施医 認定基準

■指導施設■

<新規>

- ・肺動脈性肺高血圧症（PAH）、慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）の診療経験が過去5年間で50例以上（うち少なくとも25例はCTEPH）であること。なお、左心疾患に伴う肺高血圧症を除く。
- ・指導医が常勤として勤務していること。
- ・PCI、EVT（下肢・腎動脈など）、SHDを含めたカテーテルインターベンション治療（BPAは含まない）を年間200例以上、実施している施設であること。
- ・心臓血管外科専門医認定修練施設（心臓基幹または関連）であること。
- ・経験のあるPEA術者または実施施設との密接な連携が構築されていること。
（PEA術者とmultimodal approachによって治療法の決定ができる体制にあること）
- ・J-BPAレジストリの登録を誓約すること。

<更新>

- ・慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）のBPA対象となる新規患者が3年間で30例以上であること。
- ・指導医が常勤として在籍し、継続して肺高血圧症診療を行っていること。
- ・経験のあるPEA術者または実施施設との密接な連携が構築されていること。
（PEA術者を含むmultimodal approachによって治療法の決定ができる体制にあること）
- ・PEAの施行症例数、紹介症例数、コンサルテーション症例数が、合わせて3年間で10例以上であること。なお、文書通信のみ、WEBでのコンサルテーションも可とする。（本規定は2028年度更新申請より必須とする）
- ・J-BPAレジストリの登録をおこなっていること。

■指導医■

<新規>

- ・指導医は実施医でなくてはならない。
- ・BPA第1術者もしくは指導的助手として通算500セッション以上の実施経験があること。
ただし、指導的助手として合算するのは150セッションまでとする。
- ・J-BPAレジストリの登録を誓約すること。

<更新>

- ・BPA第1術者もしくは指導的助手として3年間で100セッション以上のBPAを実施していること。
- ・J-BPAレジストリの登録をおこなっていること。
- ・更新基準を満たさなかった場合、理由書を日本循環器学会に提出し、BPAワーキンググループで更新の可否を審議することとする

■実施施設■

<新規>

- ・肺動脈性肺高血圧症（PAH）、慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）の診療経験が過去5年間で25例以上（うち少なくとも10例はCTEPH）であること。なお、左心疾患に伴う肺高血圧症を除く。
- ・実施医が常勤として勤務していること。
- ・PCI、EVT（下肢・腎動脈など）、SHDを含めたカテーテルインターベンション治療（BPAは含まない）を年間100例以上、実施している施設であること。
- ・経験のあるPEA術者または実施施設との密接な連携が構築されていること。
（PEA術者とmultimodal approachによって治療法の決定ができる体制にあること）
- ・J-BPAレジストリの登録を誓約すること。
- ・現行の指導施設から実施施設へ変更申請する場合、新規申請、更新申請いずれでも可とする。

<更新>

- ・慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）のBPA対象となる新規患者が3年間で10例以上であること。
- ・実施医が常勤として在籍し、継続して肺高血圧診療を行っていること。
- ・経験のあるPEA術者または実施施設との密接な連携が構築されていること。
（PEA術者を含むmultimodal approachによって治療法の決定ができる体制にあること）
- ・PEAの施行症例数、紹介症例数、コンサルテーション症例数が、合わせて3年間で3例以上であること。なお、文書通信のみ、WEBでのコンサルテーションも可とする。（本規定は2028年度更新申請より必須とする。）
- ・J-BPAレジストリの登録をおこなっていること。

■実施医■

<新規>

- ・指導医のもとで第1術者として30セッション以上のBPAを実施し、指導医の評価を受けること。
または、指導医と連携がとれる体制下で、既認定の実施医とともに第1術者として60セッション

ン以上のBPAを実施するが、少なくとも2症例はその指導医とともに実施し評価を受けること。
なお、指導医のもとで第1術者としてBPAを実施した場合を1ポイント、実施医とともに第1術者としてBPAを実施した場合を0.5ポイントとし、合算して30ポイント以上での申請を可とする。

- ・ J-BPAレジストリの登録を誓約すること。

＜更新＞

- ・ BPA第1術者として、3年間で50セッション以上のBPAを実施していること。
- ・ J-BPAレジストリの登録をおこなっていること。
- ・ 更新基準を満たさなかった場合、理由書を日本循環器学会に提出し、BPAワーキンググループで更新の可否を審議することとする

付記：

指導施設、実施施設ではない施設で重症CTEPHを診療している状況においては、人工呼吸器管理、PCPS管理下等のために指導施設、実施施設への搬送が困難な場合は指導医が出張してBPAを施行することを可とする。

【2015. 7. 19作成】

【2016. 9. 25改訂】

【2018. 2. 12改訂】

【2020. 6. 26改訂】

【2024. 6. 28改訂】

【2024. 9. 13改訂】